

第 136 話<四大公害訴訟>の要約と参考資料

第 136 話<四大公害訴訟>の要約

60 年代半ば過ぎ、高度経済成長による環境被害が広がり、四大公害訴訟が提起されて、連日公害報道がなされました。亜ヒ酸煙害の爆心地で育ち、眼と呼吸器と心臓の病で苦しんできた佐藤鶴江さんは「私も公害患者。企業からもらう補償で生活を立てよう」と決意します。

第 136 話<四大公害訴訟>の参考資料

1 3 6 - 1 公害という言葉

Wikipedia より

公害

日本において、公害という言葉がいつ頃から使われるようになったのかは定かではないが、明治 10 年代の大阪府による大気汚染規制の府令や明治 29 年の河川法[6]には公害という言葉が見られる[7]。しかしながら明治期においては、この公害という言葉は、公利、公益の反対の意味で使われていたものであった[7]。大正期には今日という公害と同じく、公衆衛生への害を表す語となっているが[7]、一般に普及している辞典等には昭和 30 年代末頃まで公害という言葉は登場しなかった[8]。1950 年代から 1960 年代にかけて工場などの生産性向上に伴い、工場周辺の住民などの多くの人々が有害物質に晒されるようになった[8]。この時期に発生した水俣病や四日市喘息などの公害病により国民が危機感を抱くようになると、1967 年には公害対策基本法が公布・施行された[8]。

日本においては、法の整備、環境省や公害等調整委員会といった国の行政機関の取り組み、企業の自主的な努力などにより、高度経済成長期の 1950 年代から 1960 年代に表面化した、四大公害病のような大規模な公害が発生することは少なくなってきた。その一方で、急速な経済成長が始まった中華人民共和国、インドなどでは、かつて、日本で起きたような大規模公害が発生し、社会問題となっている状況である

1 3 6 - 2 新聞の縮刷版

Wikipedia より

新聞縮刷版

一般に新聞縮刷版は毎月 1 回発行され、主として図書館等で閲覧することを目的に発行されている。書籍では紙面を A4 サイズに縮小コピーし、それを毎月 1 か月分まとめ

て掲載している。発行する新聞社や当日の紙面内容によってページ数は流動的である（記事が多ければ限界まで増えるし、そうでなければ全面広告面や企画広告面を含めても最低限に留まる）が、朝刊 32 ページ、夕刊 16 ページ、月 31 日とすれば実に 1488 ページ（辞典 1 冊分）に及ぶ。また全国紙のそれは東京本社発行最終版を収録しているのが通例となっており、地方版・テレビ番組欄も東京都心 23 区の版が掲載される。

また、近年は省スペース化を図る目的から、パソコンで簡単に記事検索ができるようにした CD-ROM や DVD による縮刷版も発売されている。CD-ROM や DVD では創刊当初（主要な新聞は明治、大正、昭和初期）からの紙面そのものを、PDF（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）などを用いて高画質で再現（復元）できるようにしているのもあり、これらは必要に応じてプリントアウトもできる。

新聞縮刷版の歴史

最初の新聞縮刷版は、1919 年（大正 8 年）に『東京朝日新聞』が発行した大正 8 年 7 月号（8 月 15 日付発行、ただし実際の発行日は 8 月 26 日）である[3][4]。本紙発行後にある程度の採算をめざして定期的に一定部数を発行する、という形での縮刷版の発行は、当時、世界的に見ても類例のないものであった[4]。

発案者は東京朝日新聞調査部長の杉村楚人冠で、もともとは新聞のバックナンバーの保存・管理をしやすくするために思いついたものである。ヒントになったのは、白虹事件の公判に際し、『大阪朝日新聞』を写真製版による網版印刷で菊判に縮刷したものが証拠物件として提出されたことであったという。菊判では字が小さくなりすぎるため、石版印刷で菊倍判（もとのブランケット判紙面の約 4 分の 1 のサイズ）に縮刷したものを作成することにし、当初は社内用に少部数作るつもりでいたところ、3000 部以上売れば採算がとれることがわかり、一般への販売を行うことになった[4]。

1921 年（大正 10 年）2 月に夕刊が創刊されページ数が増えたため、採算をとることが困難となり、再編集してページ数を減らすことで対応したが、1926 年（大正 15 年）12 月以後は発行紙面通りの縮刷版に戻されている[4]。1945 年（昭和 20 年）に製本所が戦災にあった関係などで、一時発行を停止したが、1947 年（昭和 22 年）1 月号から復刊。発行されていなかった 1945 年・1946 年分は、1955 年（昭和 30 年）にまとめて発行された[5]。1959 年（昭和 34 年）1 月号より B4 判から A4 判に縮小された[5]。

なお、『大阪朝日新聞』も 1928 年（昭和 3 年）1 月分（2 月発行）から『東京朝日新聞』とは別に縮刷版の発行を始めたが、1940 年 9 月の東西統合後、1941 年（昭和 16 年）12 月に廃刊となった[6][5]。

光ディスクによる電子縮刷版は、『読売新聞』が 1994 年 1 月より CD-ROM 版の発行を開始したのが最初である。このシステムは読売新聞社・丸善・日立製作所の 3 者が共同で開発したものであった[7]。

136-3 裁判を起こすまでの苦悩

四日市公害 野田之一さんの証言（四日市公害と環境未来館 映像証言より）

自治会長さん、市議員さんになんとかしてくれんか、と頼みに歩いたが、でもどうにもならん。困っていたときに、沢井さんらが現れて、名古屋の弁護士団が来て、「日本には法律がある。誰にも相手にしてもらえんときは、いっぺん法律にたのんではどうだ」という話をもちこんだのが、裁判のスタート。

弁護士さんが最初に来たのは、忘れもせん12月の寒い時だった。仕事が終わった夜の8時か9時に来て、「公害で悩んでおるけど、日本の国には法律があつて、あんたらも権利を主張する権利があるんだ。いっぺん法律に照らし合わせたらどうだ」という意見でした。

私は「弁護士は金もうけにきとるんだ」と思った。病院に来とる連中（患者）がみんな言うのには、「俺もそうだった」「俺もだ」

うちに帰って、「こんな話があるんだ」と言ったら、「お前ら、弁護士に騙されとるんや。天下の大企業相手にして、裁判して勝てると思うか。日本の国始まってから、天下の大企業に勝ったことない。弁護士代として、わすかな土地やらわずかな売る物やら、みんな没収されてしまう。そんなに裁判したかったら、縁を切ってから、戸籍抜いてから、あんたたちだけで裁判しろ」と、親兄弟まで、そんな考えやった。

病院帰ってから、「どうしよう。どうしよう」と1か月ぐらい考えたやろ、みんな。そのときでた結論が、「死ぬまで病院におるんやったら、最後の方法として、弁護士の言うこと聞いて、いっぺん裁判してみよか」

そうして裁判始めたのがはじまり。いま思うと、当時、弁護士の資格取ったはやほやの先生たちが大部分だったから、社会のために尽くそうという正義の人たちの集まりやったんですかねえ。

136-4 朝日新聞縮刷版による公害記事の頻度

朝日新聞記事データベース 聞蔵Ⅱビジュアル

朝日新聞縮刷版より 検索「発行社 東京；朝刊・夕刊；見出し」

項目「公害；イタイイタイ病；水俣病；土呂久」

年	公害	イタイイタイ病	水俣病	土呂久	備考
1945～55	1				51.01.13 工場公害
1956		1			56.05.03 イ病初めて治る
1957	1				57.04.01 治っても“廃人”
1958	1				
1959	9		8		59.11.03 水俣病で漁民騒ぐ

1960	3		5		
1961	4		2		
1962	5		1		
1963	2 1		3		
1964	9 5				
1965	8 4		6		65.06.13 新潟に水俣病
1966	1 7 0		1		
1967	1 7 7	6	7		67.06.12 新潟水俣病提訴 67.09.01 四日市公害提訴
1968	2 2 7	4 4	5 7		68.03.09 イ病提訴 68.05.08 イ病原因神岡鉱山 68.09.27 水俣病原因チッソ と鹿瀬工場
1969	4 0 6	1 4	3 6		69.06.14 水俣病提訴
1970	1 6 1 2	1 6	1 2 2		
1971	9 8 7	6 1	2 1 1		71.06.30 イ病勝訴判決 71.09.29 新潟水俣病勝訴
1972	7 7 8	5 7	1 1 5	3 3	72.01.17 土呂久全国教研 72.07.24 四日市公害勝訴 72.09.29 イ病控訴審勝訴
1973	5 5 6	4	2 1 4	2	73.03.20 水俣病勝訴
1974	3 9 5	2	3 6	3	
1975	5 0 4	2	5 4	4	75.12.27 土呂久提訴
計	6 0 6 2	2 0 7	8 7 8	4 2	

136-5 四大公害事件略史

(飯島伸子編著「改訂公害・労災・職業病年表」参照)

年	月 日	で き ご と	土 呂 久 の で き ご と
1923	11月25日		和合会議事録に、交付金月50円受けとることで鉱山の亜ヒ酸製造を認める契約を結んだとの記載
1925	4月8日 4月12日		日州新聞記事「本県畜産界に大打撃 亜砒酸中毒で牛馬が斃死する」 池田牧然獣医師の報告記に「妙齢の婦女の声は塩枯声で顔色如何にも蒼白」の記載
1937	3月		鉱山が反射炉操業を開始して被害

			甚大。和合会が設備の完全を要望
1938	8月29日	富山県神通川流域町村長・農会長・水利組合・水産組合など「神岡鉦山防毒期成同盟会」を組織。明治以来の損害に対し、ようやく行動開始	
1941	2月19日		和合会が鉦山との契約更新拒否を決定
1942		水俣地区ですでに水俣病と疑われる患者発生	
1943	1月 7月	日室と水俣漁協との間で漁業被害交渉再開。過去および将来永久の漁業被害の補償として、日室が15万25大円を支払う 農林省農業試験場技師小林純（のち岡山大学教授）が三井金属神岡鉦業所排出の鉦毒水による農業被害状況を記した「復命書」を農林省に提出	
1946	2月 4月	日室、アセトアルデヒド・酢酸工場の廃水を無処理で水俣湾に排出 富山県神通川流域にリューマチ性の患者が多発。宮川村農業会が金沢大精神科に調査依頼	
1952	9月	水俣湾百間港内で貝類ほとんど死滅	中島鉦山会社が土呂久鉦山亜硫酸炉建設計画書をつくる
1953	1月14日 6月 12月11日 12月15日 —	昭和電工塩尻工場下流で魚類多数が浮上し死亡 昭和電工塩尻工場の石灰窒素で周辺果樹園に被害 のちに水俣病に認定された患者発生。このときは原因不明 水俣市の漁村で猫3匹が狂い死	和合会が「試験焼きにても焼いてもらっては困る」と決議
1954	5月15日 — —	水俣市の漁村でひんぱんに猫の狂い死に のちに水俣病認定患者12人発生、他に5人死亡	中島鉦山会社と和合会が「覚書」、岩戸村と中島鉦山会社が「契約書」を締結。被害認められれば操業停止・被害補償の契約書はのちに「先進的な公害防止協定」と評価
1955	3月15日		亜硫酸焙焼炉完成（23日から焙焼開始）

	10月		焙焼炉の周囲にシイタケ栽培調査地を設置
1956	5月1日 5月28日 8-9月 11月	水俣保健所が水俣病を原因不明の奇病として公表 水俣市に「水俣奇病対策委員会」設置 水俣市、伝染病の疑いで全患者を隔離 水俣病研究班の第1回研究報告会で「ある種の重金属が疑わしく、魚介類を経て人体に侵入」と発表	
1957	1月 4月12日 8月30日 12月1日	熊本大医学部「新日窒の排水に関係あり」と発表 熊本県が販売を目的とする水俣湾内漁獲禁止を決定 荻野昇医師が富山県医学会でイタイタイ病の鉍毒説を発表	大切坑第2斜坑より毎分15トンの湧水
1958	3月 5月25日 7月11日 7月15日 8月 7月20日 9月30日	国立公衆衛生院「奇病の原因は新日窒の廃棄物」と結論 「水俣病患者家族互助会」結成	シイタケ栽培調査地で無発芽を確認 朝日新聞宮崎版に「シイタケに害はない / 農林技官が太鼓判」の記事 大切坑地下110mから出水、13日に完全に水没 中島鉍山会社が休山を宣言 中島鉍山会社の役員が鈴木仙氏だけ残して住友金属鉍山系列の役員に交代
1959	2月 4月3日 7月22日 8月12日 10月	熊本大学の水俣病総合研究班が、水俣病の原因は有機水銀と結論 水俣市の漁民300余人が水俣病による漁業補償を要求して新日窒水俣工場と交渉、拒否されて工場内に乱入 新日窒附属総合病院の細川院長のネコ実験で、アセトアルデヒド・酢	住友金属鉍山が資金援助して操業再開 和合会が高千穂町に、亜ヒ酸焙焼炉による煙害を理由に施設廃止を要望する陳情書提出

	11月25日	酸工場の廃水でネコが水俣病を発症	
	12月27日	水俣病患者家庭互助会、新日窒に被害補償金2億3000万円(1人当たり300万円)を要求。工場正門前で座り込み	
	12月30日	水俣病患者家庭互助会が見舞金契約に調印	
1960	2月29日		高千穂町長から中島鉱山会社へ契約書改訂を申し入れたが、期限切れで鉱山は亜ヒ酸焙焼を継続した
	4月12日	東工大の清浦雷作教授が水俣病総合調査研究連絡協会で水俣湾の魚介類から抽出したアミン説を発表	
	8月17日		日向日日新聞に「土呂久地区に煙害 / 木や草が枯れる / ほとんどの牛が不妊に」の記事載る
1961	5月10日		夕刊ポケットの「毒ガスモクモク / 悪臭バラまく」の記事で、人の健康被害が初めて取り上げられた
	5月11日		和合会、鉱業所長、岩戸支所長の3者が話し合い
	6月24日	荻野昇医師と吉岡金市氏連名で、日本整形外科学会で神岡鉱山のカドミウムによるイタイイタイ病原因説を発表	
	12月	四日市に、この年から翌年にかけてぜん息患者多発	
1962	10月25日		設立された中興鉱山土呂久鉱業所になる
	10月30日		和合会が高千穂町長に、新会社との煙害補償契約の更新、できれば亜ヒ酸製造中止の仲介を依頼
	11月12日		和合会、鉱山会社、町長の3者会談で、煙害契約など町長一任を決める
	12月1日	ばい煙排出規制等に関する法律施行	
		堺市教職組、臨海工業地造成反対に取り組む。市当局が組合幹部を解雇・停職処分	
	12月4日		土呂久鉱山閉山
1963	11月25-29日	政府委託の公害特別調査団(黒川調査団) 四日市市で調査を実施	
1964	3月25日	四日市の大気汚染に関し、黒川公害	

	<p>4月2日</p> <p>4月24日</p> <p>6月4日</p>	<p>調査団報告書がばい煙規制法を適用するよう勧告</p> <p>四日市で激しいスモッグのあと、ぜん息患者死亡</p> <p>庄司光・宮本憲一「恐るべき公害」出版</p> <p>新潟に水俣病患者発生（このときは病名不明）</p>	
1965	<p>1月</p> <p>5月20日</p> <p>6月12日</p> <p>7月1日</p> <p>8月16日</p> <p>10月22日</p>	<p>昭和電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド生産部門を閉鎖</p> <p>四日市市が公害認定制度を発足させ、第1回認定審査で18人を認定</p> <p>新潟大学が阿賀野川流域における水俣病症状患者の集団発生を発表</p> <p>厚生省の専門家検討会で新潟の有機水銀中毒は「工場排水に含まれたアルキル水銀に汚染された魚貝を食べて発生」と結論</p> <p>岡山大学の小林純教授と富山の荻原昇医師が日本公衆衛生学会で「イタイイタイ病は上流鉱山の廃液が原因」と発表</p>	<p>和合会を解散し、公民館に一本化することを決める</p>
1966	<p>2月14日</p> <p>4月1日</p>	<p>新潟大学の椿忠雄教授が日本内科学会で「新潟の水俣病は工場廃液が原因」と発表</p>	<p>和合会を解散し、第1回公民館総会を開催</p>
1967	<p>4月18日</p> <p>4月19日</p> <p>6月12日</p> <p>8月3日</p> <p>9月1日</p>	<p>厚生省の特別研究班が、阿賀野川流域有機水銀中毒の原因を昭和電工鹿瀬工場の排水と結論</p> <p>阿賀野川水銀中毒の被害者3家族13人が鹿瀬電工（元昭和電工鹿瀬工場）に損害賠償を求め、新潟地裁に提訴</p> <p>公害対策基本法施行</p> <p>四日市市の公害病認定患者9人が石油化学コンビナート6社を相手に損害賠償請求訴訟を起こす</p>	<p>鉱業権を住友金属鉱山に譲渡</p>
1968	<p>3月9日</p> <p>5月8日</p>	<p>イタイイタイ病患者と遺族28人が三井金属神岡鉱業所を相手に損害賠償請求訴訟を起こす</p> <p>厚生省が、イタイイタイ病は「原因は神岡鉱業所より排出のカドミウム</p>	

	<p>8月30日</p> <p>9月26日</p>	<p>ム、同病を公害病とし、治療や予防策を推進する」と発表</p> <p>チッソ第1組合の定期大会で「何もしてこなかったことを恥とし、水俣病と闘う」ことを決議</p> <p>政府が「水俣市の水俣病の原因はチッソ水俣工場の廃水、新潟の場合は昭和電工鹿瀬工場の廃水が基盤」と発表</p>	
1969	<p>6月14日</p> <p>10月23日</p> <p>10月31日</p> <p>11月13日</p> <p>12月15日</p>	<p>熊本の水俣病患者 28 世帯 112 人がチッソを相手に損害賠償請求訴訟を起こす</p> <p>公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布</p>	<p>7月の豪雨で四家鉦山(高城町)の鉦滓が流出、大淀川支流が砒素で汚染されていた、と報道</p> <p>夕刊デイリーに「県北にも廃鉦の砒素公害」の記事</p> <p>宮崎県の調査で土呂久川の砒素汚染が明らかに</p>
1970	<p>4月8日</p> <p>10月3日</p> <p>11月</p> <p>11月24日</p> <p>11月29日</p> <p>12月8日</p> <p>12月14日</p> <p>12月18日</p>	<p>横浜国大の北川徹三教授が新潟水俣病裁判で、原因は地震で流出した水銀農薬説と証言</p> <p>公害国会始まる</p> <p>初の公害メーデー、全国 150 カ所 80 万人参加</p> <p>改正公害対策基本法成立、「経済との調和条項」削除</p>	<p>朝日新聞宮崎版「飲んでいたヒ素入り水」の記事</p> <p>佐藤ツルエが町の心配ごと相談で不安を訴え</p> <p>佐藤ツルエが法務局の人権法律相談で訴え</p> <p>法務局高千穂支局の土呂久鉦山跡調査で佐藤鶴江が健康被害を訴える</p>
1971	<p>5月</p> <p>5月24-26日</p> <p>6月30日</p>	<p>イタイイタイ病第1次訴訟に判決。慰謝料請求額 6200 万円に対し 5700 万円を認める</p>	<p>宮崎県教組岩戸小分会が「土呂久鉦害問題」を教研テーマにすること決定</p> <p>佐藤鶴江が土呂久全戸を回って公害証明の署名集め</p>

	7月1日 9月29日 10月30日 11月13日 11月15日	環境庁発足 新潟水俣病訴訟で患者勝訴判決	西臼杵支部教研で岩戸小分会が土呂久報告 齋藤正健教諭が県教研で土呂久公害の調査を報告 福岡鉱山保安局と宮崎県が土呂久合同調査
1972	1月16日 7月24日 7月31日 8月9日 10月1日 12月28日	四日市公害訴訟で患者勝訴判決 イタイイタイ病控訴審判決で患者勝訴 労働安全衛生法施行	齋藤教諭が全国教研で発表 宮崎県が、社会医学的調査で慢性ヒ素中毒患者7人が見つかったと発表 第一次知事幹旋で7人の認定患者に平均240万円の補償
1973	3月20日 6月30日 8月27日	水俣病訴訟判決で患者勝訴	住友金属鉱山が鉱業権を放棄 土呂久公害被害者の会（佐藤実雄会長）結成
1974	2月21日 3月2日 9月1日	公害健康被害補償法施行、特別措置法廃止	被害者の会を土呂久鉱山公害被害者の会に改組 土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会発足
1975	12月27日		土呂久地区の慢性ヒ素中毒患者が住友金属鉱山を相手に損害賠償請求訴訟を起こす